

沿岸広域振興局長告示第108号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町小槌第26地割字花輪田140番11並びに140番11地先認定外道路及び認定外水路並びに字生井沢118番2の一部	74.97	4.00～5.00	平成27年3月23日
上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野88番4、96番5並びに96番5地先認定外道路及び認定外水路	89.68	4.00～4.14	平成27年6月3日
上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山45番2及び46番5の一部	37.49	6.00	平成27年10月2日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。